

由布市庄内特産物販売所「かぐらちゃや」出荷規約

第1条 趣旨

由布市庄内特産物販売所「かぐらちゃや」出荷規約（以下「規約」といいます。）は、由布市庄内特産物販売所（以下「かぐらちゃや」といいます。）へ、地域の特色を活かした農林水産物や加工食品、商業者が製造する商品等（以下「農産物等」といいます。）を出荷する者（以下「出荷者」といいます。）及び、「かぐらちゃや」の運営事業者である株式会社小畑不動産リース（以下「小畑不動産リース」といいます）が遵守すべき事項を定めるものです。

第2条 営業日及び営業時間

農産物等を販売する「かぐらちゃや」の農産物直売所の営業は年中無休（盆・正月を除く）、営業時間は原則として 09 時から 18 時までであることから、出荷者はこれらを基準に対応するものとします。

第3条 出荷者登録について

1. 出荷者は、次に掲げる要件を満たす者とし、
 - （ア）産直事業を理解して協同協調の意識を持ち、お客様に喜ばれる商品を提供できる者。
 - （イ）公序良俗を守り、法令等を遵守できる者。
 - （ウ）食品加工、鶏卵出荷の場合は、PL 保険に加入している者。
2. 出荷者登録希望者は、別紙「かぐらちゃや」に関する登録及び同意書を提出して、以下の入会金等をお支払い頂きます。
 - （ア）入会金及び年会費
 - ① 入会金：5000 円（預り金として脱退時には返金）
 - ② 年会費負担金：3600 円（次年度より 3000 円）

第4条 販売方法について

1. 小畑不動産リースによる委託販売とし、余剰品は原則として出荷者が引き取るものとします。
2. 小畑不動産リースと特別な契約等を結んだ出荷者及び生産者の品目は、買取販売とすることができません。

第5条 販売品目について

1. 「かぐらちゃや」での販売品目は、次に掲げる要件を満たすものとします。
 - （ア）適正な品質と安全性を備えた農林水産物又は加工品、工芸品とし、粗悪品等は不可とする。
 - （イ）市場規格に満たない農産物も出荷対象とするが、割れや大きな傷、異常に変形したものは対象外とする。品目別の詳細な基準については、小畑不動産リースが協議の上判断する。
 - （ウ）新規商品等の追加は、小畑不動産リースの許可を得ること。
2. 前項の規定にかかわらず、小畑不動産リースが販売に適さないと判断したものは、販売を中止又は停

止することができます。

第6条 販売価格について

1. 農産物等の販売価格は、原則として近隣直売所、量販店等の小売価格を参考に設定するものとします。
2. 農産物等の販売価格は、10 円以上の単位で設定します。
3. 農産物等の最低販売価格は、50 円(税抜き)以上とします。
4. 小畑不動産リースは、販売価格が他の類似販売品の価格と著しく均衡を欠くときは、価格の調整を図ることができます。

第7条 販売手数料について

1. 委託販売の販売手数料率は、次のとおりとします。

出荷物	売上金額に 対する料率
生鮮品	20%
加工品（半加工品）、雑貨・小物	20%
※単価 1000 円を超える物に関しては応相談。	

第8条 納品・陳列について

1. 出荷者が自ら、「かぐらちゃや」に持ち込むものとします。
2. 「出荷日」とは、陳列した日を指します。
3. 納品時間は、原則として9時から18時の間とします。指定納品場所へ納品してください。
4. 営業時間内における納品時の車両は、安全のため店舗前道路に止めないようにし、身障者スペースでの荷下ろし等は原則として禁止しています。
5. 出荷者が自ら価格を決定し、バーコード付き価格表（以下「出荷シール」といいます。）を打出し、商品に貼り付けてください。
6. 出荷シールの発行場所は、店舗内となります。出荷シール発行機の使い方を熟知し、丁寧な取扱をしてください。乱暴な取扱により破損を確認した場合は修理代を請求します。
7. 出荷シールに明記する出荷品目は、「かぐらちゃや」にて登録します。事前に商品名やJANコード価格等の登録がある場合はお知らせ下さい。なお当日の新規商品出荷登録は出来ませんので、必ず事前にお知らせ下さい。
8. 出荷シールの貼り方や場所、その他注意事項は以下のとおりです。
 - (ア) 納品した商品には、原則出荷シールを貼ること。
 - (イ) バーコード面が平らになり、レジ通過しやすいように貼ること。
 - (ウ) ネット等シールの貼りにくい商品には、荷札等に出荷シールを貼ること。
 - (エ) その他は、商品容器や見やすい箇所に出荷シールを貼ること。

(オ) 出荷シールのないもの（剥げたものを含む）は、販売できません。出荷シールのないもの（剥げたものを含む）は、処分扱いになります。

(カ) 出荷者名をよく確認して、打出し貼り付けして納品すること。間違った名前で納品すると、自動精算システムの為、変更が出来ません。また後日処理も出来かねますので、確認の徹底をお願いします。

9. その他

(ア) 他のお荷者の商品を移動したり、陳列の妨害をする行為は禁止する。

(イ) 店舗運営上の必要により、全商品の取扱基準を変更する場合がある。

(ウ) 弊社スタッフが劣化、腐敗、販売不適格と判断した商品は陳列棚から下げ、処分する。引き取りを希望する出荷者は、その都度販売スタッフにご報告ください。

(エ) 上記規定に従わない場合、出荷停止・登録抹消の措置をとる場合がある。

なお、納品・コンテナ内の安全管理のため、監視カメラを設置しております。トラブル防止のため、適切な利用をお願いいたします。また出荷者及び利用者は防犯カメラ運用細則に従うものとします。

第9条 余剰品について

1. 余剰品は集荷コンテナ内の回収ボックスに保管しておきます。腐敗が進んだもの及び臭気を発するものはこちらで処分しますので早めに取りに来てください。
2. 陳列商品は品質状態により、「かぐらちゃや」の判断で商品棚より下げさせてもらうことがあります。

第10条 代金精算について

1. 5日締め20日払い、20日締め翌月5日払いを原則として、精算代金を各出荷者の口座に振込むものとします。
2. 代金精算において、販売代金から次に掲げるものを控除します。
 - (ア) 第7条に掲げる販売手数料
 - (イ) 出荷シール代金(1枚1円)
 - (ウ) 精算書郵送料（精算書の郵送を希望される場合は1通100円）
 - (エ) 口座への振込手数料（JA庄内支店は無料です）
3. 支払委託通知書（振込明細）は店舗にて振込日より1か月保管します。必要な方は、店舗スタッフにお声かけ下さい。

第11条 雑貨・工芸品の取り扱い

1. 破損・汚損の対応について
 - (ア) 店舗内に設置している監視カメラ映像等で確認し、原因を特定する
 - (イ) お客様の明らかな不手際による破損・汚損については、お客様に商品を買取いただく。
 - (ウ) 基本的に破損・汚損・劣化については、弊社・お客様のいずれも負担しない。破損・劣化した商品は出荷者に返却する。

- (エ) 弊社は、出荷者の商品破損に関する補償義務を負わない。
2. 陳列・保管について
- (ア) 陳列位置・方法は弊社が指定するものとし、出荷者や他の生産者が勝手に移動することは禁止する。
- (イ) 出品点数や展示スペースについては、店舗運営上の都合により調整する場合があります。
- (ウ) 大型商品・高額商品については、展示方法や場所を弊社が制限する場合があります。
3. 盗難・紛失について
- (ア) 盗難・紛失が発生した場合、監視カメラ等に基づき調査を行い、警察関係機関に通報する。
- (イ) 明らかな盗難でない紛失や取り違えについては、弊社は補償を追わない。
- (ウ) 盗難による被害商品は原則として出荷者負担とする。
4. 品質・衛生管理について
- (ア) 商品の品質・安全性・衛生管理は出荷者の責任とする。
- (イ) 弊社スタッフが劣化、販売不適格と判断した商品は陳列棚から下げ、出荷者に返却する。受け取りに來られない場合は破棄する。
- (ウ) 不衛生な商品や破損が放置された場合、販売停止・出荷停止を行うことがある。
5. 表示・ラベルについて
- (ア) 出荷者は正確なラベル・価格を貼付する責任を負う。
- (イ) 表示不備の商品は販売できず、生産者に返却する。
6. その他
- (ア) 他のお荷者の商品を移動したり、陳列の妨害をする行為は禁止する。
- (イ) 店舗運営上の必要により、雑貨・工芸品の取扱基準を変更する場合がある。
- (ウ) 上記規定に従わない場合、出荷停止・登録抹消の措置をとる場合がある。

第 12 条 情報提供

1. 小畑不動産リースは、POS システムの運用により販売情報の管理を行い、1 日 3 回、出荷者別、品目別の販売情報を各出荷者の携帯電話などにメールで配信します。
2. 小畑不動産リースは、イベント情報などについても、各出荷者が携帯電話やチラシ、広告などで把握できるよう情報提供に努めます。

第 13 条 事故クレーム対応、遵守事項

1. 販売した農産物等の事故及びクレーム対応は、次のとおりとします。
- (ア) 購入者からのクレームについては、「かぐらちゃや」が対応することを原則とします。ただし、出荷者に明らかな原因がある場合には、「かぐらちゃや」は出荷者に再発防止を求めるものとします。
- (イ) 販売品の事故等により、費用請求があった場合は、小畑不動産リースは出荷者と協議し、速やかに対応するものとします。ただし、明らかに出荷者に事故原因があると判断される場合は、当該

出荷者にその負担を求めることができます。

2. 以下の項目に違反する出荷者は、出荷停止及び出荷登録抹消処分となることがあります。
 - (ア) 本人以外の出荷産品を勝手に持ち帰った場合。
 - (イ) 返品された商品に再度出荷シールを貼った場合。
 - (ウ) 本人の意思で粗悪品を出荷した場合。
 - (エ) 検査機関にて検査の結果不適合の場合。(検査費実費を請求します。)
 - (オ) JAS 法、食品衛生法、農薬取締法、肥料取締法、その他関係諸法に違反する場合。
 - (カ) 不適切な品質管理によりクレームが発生した場合。
 - (キ) その他コンプライアンス(関係法令などを厳重に遵守する)に違反する行為。

第 14 条 反社会的勢力の排除

1. 出荷者は、自ら出荷者の役職員、および株主その他関係者が、反社会的勢力のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて弊社の信用を毀損し、または小畑不動産リースの業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを確約するものとします。
2. 小畑不動産リースは、出荷者が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、出荷者による取扱いを拒否し、その他必要な措置をとることができるものとします。
3. 前項の措置により、出荷者に損害等が生じた場合でも、小畑不動産リースは責任を負わないものとします。また、出荷者は当該損害等について振興会その他の第三者に一切の請求をしないものとします。

第 15 条 サイバー攻撃に伴う対応

当施設がサイバー攻撃等により被害を受けた場合、安全確保及び被害拡大防止のため、当該システムの一部または全体の稼働を停止し、一時的に営業を中断することがあります。レジシステム等の基幹機能の稼働が確認でき次第、可能な範囲で営業を再開いたします。

なお、売上データの出力、各種履歴の確認、取引情報の提供等、クラウドサービスを利用する機能につきましては、復旧のめどが立ち次第、別途ご連絡の上、対応いたします。

第 16 条 その他

この規約に定めるもののほか、必要な事項は、小畑不動産リースと出荷者との協議により定めるものとします。

附 則

1. この規約は、2025 年 04 月 01 日から施行する。
2. この規約の改正は、(株)小畑不動産リースの協議により行う。